

令和6年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名: 松恵学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
 - ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 - ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
 - ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。
「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。
評価の対象に当てはまらない場合は、「―:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
 - ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。
職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。
- ※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	運営指針を理解し、学童クラブ活動の充実に努めている。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	学童クラブの役割を理解し、活動にあたっている。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもの健全育成を目指し、運営にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	△	保護者とは連携できているが、学校との連携は十分とは言えない。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員と補助員が協力しながら、運営にあたっている。
		(4)学童クラブの社会的責任	○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	学童クラブの社会的必要性を理解し、日々の活動にあたっている。
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	日頃の言動に注意し、子どもや保護者から信頼を得られるよう運営している。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月に一度、職場内ミーティングを実施し、共通認識を持つ機会としている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	初期対応を迅速に行い、対応状況について職場内で情報を共有するとともに、統括責任者に随時報告している。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	日々の開所前に情報共有、打合せの時間を設けている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	支援員と補助員が研修に参加できるよう、シフト調整や研修情報の提供に努めている。
		(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	今後、実施に向けて検討が必要である。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども一人ひとりの特性を把握し、それぞれの子どもに寄り添った対応をしている。

Ⅱ 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○ 育成支援の内容について理解している。	○	理解している。
		(2) 育成支援の留意点	○ 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	一人ひとりの子どもの心身の状態に留意しながら、安心して学童クラブに通えるよう支援している。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-	該当児童なし
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○ 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	-	該当児童なし
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○ 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	日頃から子どもたちの様子を観察し留意している。
		(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応	○ 家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	-	該当児童なし
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	業務上知り得た事項の秘密保持に留意している。
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○ 各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリを通じて出欠を確認したり、通信発行により活動の様子を発信できている。
		(2) 保護者からの相談への対応	○ 保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	良好な関係が築けるよう、声がけをするなどしている。
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○ 保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者との連絡確認のうえ、行事を計画実施している。
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	毎月育成支援計画を作成するとともに、日々の子どもの様子や活動状況を記録している。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	日々の業務は、支援員と補助員が協力して取り組んでいる。
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	×	学童クラブ通信を届けるのみで、学校との情報交換等の連携はできていない。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	話し合う機会は設けられていない。
	2. 保育園・幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	×	保育園・幼稚園との連携はできていない。
	3. 地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	特別な支援が必要な子どもについては、市役所関係部門と連携を取っている。
	4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○ 学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-	
		(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○ 地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	地域や会館利用者との適切な関係が築けるように留意しながら学童クラブの運営にあっている。

Ⅲ 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	日頃から衛生管理に留意し、子ども達にも手洗いうがいの指導を行っている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	事故防止に努めるとともに、事故が発生した場合は安全管理マニュアルに沿って行動できるよう対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	使用している地区会館が実施する訓練に年2回参加している。また、日頃から駐在する会館管理人と連絡体制を確認しあっている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	一人ひとりのこどもについて、出席確認、帰宅時の声がけにより安全を確保している。

Ⅳ 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	○ 学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能の区分ができていない。
		(2) 設備、備品等	○ 学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	一部、設備や備品が不足している。
第4章 学童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。	○	2人配置の体制としているが、状況に応じて3人以上の支援員を配置している。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位の個別の育成支援が行われている。
		(3) 学童クラブ支援員の雇用形態	○ 学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4) 勤務時間	○ 学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や記録作成の時間を含めて勤務時間としている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)		○ 適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	40人以下で運営されている。
	3. 開所時間及び開所日		○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	市の基準に沿って開設できている。
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	保護者への説明を行い、適切に対応できている。
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2) 運営上の留意事項	○ 学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従った学童クラブが運営されるよう指導している。
	6. 労働環境整備		○ 学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。
	7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	市からの委託費について、適切に管理している。
		(2) 情報公開	○ 学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	運営法人の学童事業本部会議において運営状況等を報告している。